

「特別警報」「暴風・暴風雪警報」「レベル4危険警報」発令時ならびに、 地震発生時における臨時休業などについてのお知らせ

日頃から本校の教育活動について、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

台風等により「暴風警報」などが発令された場合の対応について、教育委員会より一部変更の連絡がありましたので、再度お知らせいたします。内容等を改めてご確認くださいませようようお願い申し上げます。

I 「特別警報」及び「暴風警報・暴風雪警報」「降灰予報」「レベル4危険警報」が発令された場合 または、計画運休が実施された場合

1. 登校前

発令地域・・・川崎市

※レベル4危険警報：大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮に関するもの

※計画運休については、市内の全駅を含む区間で市内鉄道会社全社

（JR 東日本、京浜急行電鉄、東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄）

発令時刻・・・午前6時の時点で発令継続中の場合

★「特別警報」「暴風警報・暴風雪警報」「降灰予報」の情報については、テレビ、ラジオ、インターネット等にて各家庭でご確認ください。

対 応・・・当日一日を臨時休業（休校）とします。

臨時休業（休校）となった場合、天気が回復しても途中から登校することはありません。

※「わくわくプラザ」も閉館となります。

連 絡・・・この場合、メール配信等でお知らせすることはしませんので、気象情報等に十分ご注意ください。

※但し、当日が自然教室等の行事にあたった場合は実施可否かを連絡します。

2. 登校後

登校後に上記の警報等が発令された場合、または、計画運休が発表された場合は、安全なうちに児童を直ちに下校するよう指導するか、または台風等の通過を待って下校指導するか、その時の状況に応じて判断します。この場合、ミマモルメ等でお知らせします。

3. 前日の時点

前日の時点で上記の警報等の発令が見込まれ、登下校、教育活動等への影響が予想される場合は、臨時休業とし、ミマモルメ等でお知らせします。

※ 例外的な場合

「暴風警報」等が発令されていない場合でも状況に応じ学校の判断で、臨時休業（休校）等の対応をする場合があります。その場合は、ミマモルメ等でお知らせします。

II 「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」等が発令された場合

この場合は、従来通り、その状況に応じ学校の判断で登下校時刻の繰り下げや繰り上げを行うことがあります。その場合、ミマモルメ等でお知らせします。

III 【激震災害発生時の対応について】

○川崎市内のいずれかの地域（宮前区とは限りません）に、震度5強以上の地震が発生した場合は、すべての川崎市立学校において、発生した日の翌日は一斉に臨時休業となります。ただし、発生した時刻が始業時刻前であった場合は、発生した当日についても臨時休業とします。また、発生した日が休日、休前日の場合（例えば金曜日）、休日明けの平日が臨時休業となります。

○授業など学校での教育活動中に、川崎市内のいずれかの地域（宮前区とは限りません）に、震度5強以上の地震が発生した場合は、すべての児童生徒を学校に留め置き、保護者に直接引き渡します。

○停電等でメール配信等の送信ができないことが考えられますので、震度5強以上の地震が発生した場合は、引き取り人名簿に記載されている方が迎えに来てください。

IV 【緊急避難所が開設された場合】

○緊急避難所が開設され、大規模避難等があり、教育活動が困難な場合、臨時休業となります。この場合、ミマモルメ等でお知らせをします。

その他

警報が発令されていない場合でも、保護者の方の判断でお子さんを安全上の配慮から自宅待機させる際は、必ず学校へご連絡ください。（遅刻、欠席等の扱いにはなりません。）